

美浜町議会議長 竹仲 良廣 様
原子力発電所特別委員会委員長 川畑 忠之 様

2020年12月8日
大飯原発3・4号機設置許可取り消し訴訟
原告 中嶋哲演、原告 石地 優

美浜町議会、原子力発電所特別委員会への緊急要望書

要 望 事 項

12月4日大阪地裁は、国に大飯3・4号の設置許可取り消しを命じた判決を尊重し、老朽原発美浜3号の再稼働に同意しないよう求めます

私たちは、12月4日に判決が出された大飯原発3・4号機の設置許可取り消しを求めた訴訟の県内原告です。福島事故後の2012年に提訴しこの12月4日に判決が出されました。「原子力委員会が関西電力大飯原発3・4号機に対して行った設置許可を取り消す」という判決でした。国相手の行政訴訟で、初めて、原発の設置許可の取り消しを命じました。判決は、自らが定めた「審査ガイド」を無視した規制委員会に対し、「調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があるものというべきである」と厳しく批判しています。美浜3号機の審査にも影響します。

今後美浜町議会で原子力発電所特別委員会や本会議で、美浜原発3号機の再稼働に対する再稼働を求める請願と再稼働を求めない請願や慎重判断を求める請願を審議される際、原子力規制委員会の判断が違法だとした司法判断を真摯に受け止め美浜原発3号機の再稼働に同意しないよう要望致します。

少し判決に触れさせていただきます。原発事故では大地震が発生した時に福島事故のようにメルトダウンし、環境に放射性物質が放出されます。その時にどのような大きさの地震になるか、基準地震動策定に使う地震規模の算出方法で、関西電力は平均値を用い、それを原子力規制委員会は認めました。原告は、原子力規制委員会の「地震動審査ガイド」に福島事故後に加わった「ばらつきを考慮する」の一文に従い、平均値と乖離した分の上乗せをすべきと主張しました。判決は、ばらつきの検討すら行わずに出した基準地震動は過小であり、違法であるとししました。

美浜原発3号機は直下にC断層がある地震の影響が大きい原発です。関西電力が

算出し、規制委員会が認めた基準地震動は9.93ガルです。しかしこれは、地震規模の平均値を基にしています。そのため、今回の判決に従い「ばらつき」を考慮すれば、1,330ガルにもなります。そうすれば耐震基準を超える機器も出てくると思われます。美浜原発は地震に耐えられなくなります。放射性物質が環境に放出される事故になれば、美浜町民だけでなく、福井県民、隣接する府県の住民、場合によっては日本の多くの住民の生命と健康、財産が奪われることが心配されます。

美浜町議会に出された二つの再稼働を求める請願には、一つは、美浜原発3号機の安全についての要望はなく、もう一つには、「美浜発電所の安全が担保された時点での再稼働を速やかに判断すること」と書いてあります。安全の記載のない再稼働を求める請願を良識ある議会が取り上げるとは思われません。安全が担保された時点の解釈については、司法が原子力規制委員会の判断は違法であるとの判断が出されたのですから、現状で安全が担保されたと解釈するには無理があると思われます。

美浜町をはじめ各自治体や議会は、国が安全性を確認したことをもって、安全性の担保としてきました。しかし今回、大阪地裁判決によって、国の審査に「看過し難い過誤、欠落」があるとの判断が示されたのですから、判決を尊重し、再稼働に同意しないよう強く求めます。

私たちの住む若狭は、海、山、川、湖のある自然豊かな歴史のあるところまです。その大切なふるさとを守るためにも、今回の判決を尊重してください。よろしくお願いまし上げます。